

文部科学委員会

文部科学調査室

I 所管事項の動向

1 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 初等中等教育段階における取組

ア 学校における学びの保障

文部科学省は、令和3年1月より、学校における新型コロナウイルス感染症への対応に関し、子供の健やかな学びや心身への影響の観点から地域一斉の学校の臨時休業は避けることが適切であるとの方針を示している¹。

この方針の下、学校における感染症対策の徹底、やむを得ず登校できない場合におけるICT活用による学習指導等の様々な要請を都道府県教育委員会等に対し行っている。例えば、8月には、多くの都道府県が緊急事態宣言等の対象に指定²された状況下で秋の新学期を迎えることに備え、特に緊急事態宣言等の対象地域において学校で児童生徒等の感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ迅速に対応するため、学校における濃厚接触者の特定や臨時休業の判断に係るガイドラインを策定した³。また、9月には、全ての緊急事態宣言等の措置が同月30日をもって終了した後も、感染拡大への警戒を緩めることなく、引き続き、感染状況に応じて感染リスクの高い学校教育活動等を一時的に制限する等の感染症対策の徹底をするよう、都道府県教育委員会等に要請した⁴。

イ 高等学校入学者選抜等

令和4年度以降の高等学校入学者選抜等については、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、昨年度と同様の配慮（調査書の出席日数等の記載内容への配慮等）や、入学者選抜実施要項の公表後は受検生に不利益を与えるおそれのある変更を行わないこと等を都道府県教育委員会等に要請した⁵。

¹ ただし、令和2年においては、文部科学省は、2月28日、都道府県教育委員会等に対して春季休業前までの一斉の臨時休業の実施を要請し、全国的な学校の臨時休業が実施された。その後、4月7日に緊急事態宣言が7都府県に発出され、同月16日には全都道府県が宣言の対象地域となったことにより、各地方公共団体の判断により再び全国的な学校の臨時休業が実施された。

² 対象地域が一番多かった時期で、緊急事態宣言の対象地域は21都道府県、まん延防止等重点措置の対象地域は12県であった。（8月27日～9月13日）

³ 「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」（8月27日）

⁴ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（9月28日）

⁵ 「現下の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）」（9月10日）、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度の高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて（通知）」（10月1日）

(2) 高等教育段階における取組

文部科学省は大学等に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大について、感染対策を徹底するとともに、対面授業と遠隔授業を適切に組み合わせ⁶、学生等の学修機会の確保に努めるよう要請している。また、令和4年度大学入学者選抜について、新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験実施上の配慮を求めている。具体的には、各大学が行う個別学力検査について追試験や別日程への受験の振替を行うこととする⁷とともに、特に総合型選抜及び学校推薦型選抜においてICTを活用しオンラインで試験等を行う等の工夫を求めている。

文部科学省は、新型コロナワクチン接種の地域の負担を軽減するとともに、接種の加速化を図るため、大学等における学生・教職員等を対象とするワクチン接種（大学拠点接種）を進めている。大学拠点接種においては、大学等の学生・教職員等へのワクチン接種が進み、一刻も早く安心して大学等へ通えることが重要であるとして、自大学の学生・教職員へのワクチン接種だけでなく、大学が地域における教育関係者等へのワクチン接種の拠点となることも目指された。令和3年9月現在、760校の大学等で約104万人の学生等及び約11万人の教職員に対して接種が行われている（拠点大学と連携することでワクチン接種を実施した大学を含む。）。

新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けている学生等への対応については、現行の貸与型奨学金や令和2年度から開始された高等教育の修学支援新制度の運用の柔軟化、家計急変により授業料等の支払いが困難となった学生等に対する授業料等減免等の支援が行われている。また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するための緊急給付金を支給する」とされている。

2 初等中等教育

(1) 初等中等教育の動向

近年、Society5.0時代の到来を見据え、社会の在り方そのものが劇的に変わってきている。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校の臨時休業により、子供たちが学校に通えない事態も生じた。

このような状況の中、中央教育審議会⁸（以下「中教審」という。）は、平成31年4月の文部科学大臣からの新しい時代の初等中等教育の在り方についての諮問に対し、令和3年1

⁶ 対面授業と遠隔授業の併用状況については、令和3年度後期の授業の半分以上を対面授業とする予定とした大学等（全国の国公立大学、短期大学及び高等専門学校）は、1158校中1130校（97.6%）であった（令和3年10月現在）。

⁷ 文部科学省の調査によれば、1,056校の大学及び短期大学のうち97.5%に当たる1,030校において、追試または追加の受験料を徴収せずに別日程への受験の振替を実施することとしている（令和3年10月現在）。

⁸ 文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べる諮問機関。国家行政組織法第8条の規定に基づき、法律又は政令に定めるところにより設置することができるものとされる合議制の機関であり、文部科学省組織令第75条により文部科学省に置くものとされている。

月に答申⁹（以下「令和3年1月答申」という。）を取りまとめた。令和3年1月答申では、従来の「日本型学校教育¹⁰」を更に発展させ、ICT環境の活用や少人数によるきめ細かな指導体制の整備による「個別最適な学び」と探究的な学習や体験活動等を通じて他者と協働しながら必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を一体的に充実させることが重要であり、2020年代を通じて実現すべき学校教育を「令和の日本型学校教育」とした上で、その実現のための具体的方策等を示した。

令和3年1月答申で示された具体的方策の主な内容

- ◆ 幼児教育施設と小学校の教職員が連携を図るとともに、小学校ではスタートカリキュラムも活用しながら幼児教育と小学校との接続の一層の強化を図ること
- ◆ 小学校高学年からの教科担任制を（令和4年度を目途に）本格的に導入するとともに、小学校と中学校の両方の免許状を取得しやすい環境を整備すること
- ◆ 高等学校について、普通科に加えて、例えば、「学際的な学びに重点的に取り組む学科」や「地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科」等を設置できるようにすること
- ◆ 特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定し、在籍者の増加に伴う教室不足の解消に向けて、集中的な施設整備を推進すること
- ◆ 外国人児童生徒等に対する日本語指導の体制の構築を図るとともに、外国人の子供の就学状況を把握し、就学を促進すること
- ◆ ICTの活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化により指導の充実を図ること（学習履歴（スタディログ）など教育データの活用、全国的な学力調査のCBT化の検討、高等学校における遠隔授業の活用、デジタル教科書・教材の普及促進等）
- ◆ 教員免許更新制や研修をめぐる制度に関する包括的検証を進めることにより、必要な教員数の確保とその資質能力の確保が両立できるような在り方を総合的に検討すること

また、令和3年1月答申において、「令和の日本型学校教育」を実現するための教員の養成・採用・研修等の在り方については引き続き検討が必要な事項として整理された。このため、同年3月、文部科学大臣は中教審に対し、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」を諮問した。

諮問事項は、①教師に求められる資質能力の再定義、②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方、③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し、④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化、⑤教師を支える環境整備の5つである。

このうち、③の教員免許更新制については、抜本的な見直しの方向性について先行して結論を出すよう求めている（教員免許状、教員養成・資質向上については、(4)参照）。

(2) 教育の情報化の推進

近年の急速な技術革新やICTを活用した教育の必要性等を踏まえ、文部科学省は、ICT環境の整備や教科指導におけるICTの活用等を通じて教育の情報化を推進している。

⁹ 『令和の日本型学校教育』の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

¹⁰ 学校が学習指導のみならず生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む形で進められてきた我が国でこれまで行われてきた教育のこと。

I C T環境の整備¹¹については、「教育の I C T化に向けた環境整備 5 か年計画（平成 30～令和 4 年度）」に基づき、児童生徒 3 人に 1 人分程度の端末等を整備するための地方財政措置が講じられていたが、これに加え、国が主導して I C T環境の整備を早急に進めるため、令和元年度補正予算と令和 2 年度第 1 次補正予算において「G I G Aスクール構想」の実現等のための経費が措置された。

G I G Aスクール構想は、義務教育段階の 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、子供たち一人一人に個別最適な学びの実現を目指すもので、当初は令和 5 年度までの整備を目指していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、当初の計画を前倒しし、令和 2 年度中に完了するよう予算措置（令和 2 年度第 1 次補正予算）された。その結果、令和 3 年 7 月末時点で 96.2%の地方公共団体において学校での 1 人 1 台端末が整備され、令和 3 年 5 月末時点における 6 月末の見込みとして 98.0%の学校において校内ネットワークが整備された。

文部科学省は、I C T環境についておおむね整備のめどが立ったことにより、その利活用に関して、①教育データの効果的な利活用を促進するために必要な方策（教育データの標準化¹²、学習履歴の利活用等）、②全国学力・学習状況調査をオンラインで実施する場合に必要な準備や整理すべき課題、③デジタル教科書・教材の活用促進について、有識者会議等において検討を進めている。①については、教育データ標準を順次公表・改訂していくとされ¹³、②については、令和 6 年度から順次 C B T¹⁴を導入するとされた¹⁵。また、③については、令和 3 年 3 月、各教科等の授業時数の 2 分の 1 に満たないこととされている使用基準を撤廃する告示が公布され（令和 3 年 4 月施行）、令和 6 年度の本格導入を見据えて議論が続けられている¹⁶。

(3) 少人数学級・少人数指導の推進

これまでも、少人数学級・少人数指導の体制整備の推進を求める声がある中で、G I G Aスクール構想の下での一人一人に応じた個別最適な学びの実現や、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響での子供たちの学びを保障するために、少人数学級・

¹¹ 教育の I C T環境の整備については、新しい資本主義実現会議が令和 3 年 11 月に取りまとめた「緊急提言～未来を切り拓く『新しい資本主義』とその起動に向けて～」や、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日 閣議決定）においても言及されている。

¹² 教育データに関して現時点では先進地方公共団体・学校等が調査研究を行っている段階であり、収集方法、活用方法に様々なバラエティがあり、全国の学校における教育データの収集・利活用にコンセンサスがある状況にはない。一方で、G I G Aスクール構想により小・中学校等の 1 人 1 台端末導入が加速し、データの収集・活用に関して一定のルールが必要な状況となっていることから、教育データの標準化を進めることとしている。

¹³ 令和 2 年 10 月、教育データの枠組みの提示と学習分野の共通事項である学習指導要領コードの「第 1 版」が公表された。

¹⁴ Computer Based Testing（コンピュータ使用型調査）の略称。

¹⁵ 令和 3 年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、国立大学附属学校の一部（約 100 校、児童生徒数は約 1 万人）で端末を利用したオンラインによる回答方式が試行的に実施された。

¹⁶ 文部科学省においては、1 人 1 台端末の環境等が整っている小・中学校等にデジタル教科書を提供する実証事業を実施しており、令和 3 年度は全国約 4 割の小・中学校等で実施された。

少人数指導の体制整備の推進を求める声が更に高まった。

このような状況を踏まえ、政府において検討¹⁷が行われた結果、令和3年3月、公立小学校の学級編制の標準を令和3年度から令和7年度までの5年をかけて小学校第2学年から第6学年まで35人に計画的に引き下げのための「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）の改正が行われた（令和3年4月1日施行）。

学級編制の標準の計画的な引下げ

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
小学校（40人（注）⇒35人）	小2	小3	小4	小5	小6

（注）小学校第1学年の学級編制の標準は、平成23年の義務標準法改正により35人に引き下げられている。

（出所）文部科学省資料

令和4年度予算概算要求では、第3学年の学級編制の標準を35人に引き下げのための教職員定数の改善（3,290人）が要求されているほか、この改正法の附則において、公立の義務教育諸学校における学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響に関して実証的な研究等を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の検討規定が定められたことから、35人学級の効果検証に必要な実証研究の経費も要求されている。

また、少人数学級の計画的な整備に向け、教職員定数の適正な管理や質の高い教員の確保のための取組等について、国と地方が連携し定期的に検証・改善を図るため、令和3年5月、「今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場」が設けられた。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月閣議決定）（いわゆる「骨太方針」）では、「小学校における35人学級等の教育効果を実証的に分析・検証する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の在り方を検討する」とされた。

（4）教員免許状、教員養成・資質向上

中教審は、令和3年3月の文部科学大臣からの諮問を受け、『『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会』を設置し、検討を行っている。特に、教員免許更新制については、先行して結論を出すよう求められたことから、同特別部会に教員免許更新制小委員会を設置し、集中的に審議を行い、令和3年11月に「審議まとめ¹⁸」を公表した。

「審議まとめ」の主な内容

- ◆ 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて早急に講ずべき方策
 - ・ 公立学校教師に対する学びの契機と機会の確実な提供（履歴の記録管理、受講奨励）
 - ・ 現職研修のさらなる充実に向けた国による指針の改正
- ◆ 準備が整い次第講ずべき事項と具体的方向性
 - ・ 研修履歴を管理する仕組みの高度化（研修受講履歴管理システムの導入）
 - ・ 新しい姿の高度化を支える3つの仕組み（学習コンテンツの質保証、ワンストップ的に情報

¹⁷ 例えば、教育再生実行会議初等中等教育ワーキング・グループの第1回会合（令和2年9月8日）において、少人数による指導体制の計画的な整備等を進める方向で議論すること等を内容とする成果文書が取りまとめられた。

¹⁸ 『『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて 審議まとめ』

を集約し適切に整理・提供するプラットフォーム、学びの成果を可視化するための証明の仕組み)

- ・教職員支援機構の果たすべき役割（研修受講履歴管理システムと上記3つの仕組みを一体的に構築・運用）

◆ 「新たな教師の学びの姿」と教員免許更新制

上記「新たな教師の学びの姿」を実現するための方策を講ずることで、教員免許更新制が制度的に担保したものは総じて代替できることなどから、教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現し、教師の専門職性の高度化を進めていく。

なお、「審議まとめ」において教員免許更新制の発展的解消が示されたことを踏まえ、文部科学省は令和4年の通常国会に教育職員免許法改正案を提出する予定である¹⁹。また、関連する制度改正が行われるまでに期限が到来する教員免許状については更新手続が必要となることから、文部科学省は、新制度の施行までの間に免許状更新講習を受講する教員の負担感を軽減するため、免許状更新講習の必修・選択必修・選択という領域を来年度から撤廃し、それぞれの教員のニーズに合った受講を可能とする省令改正を行うとしている²⁰。

(5) 教育課題への対応

学校における児童生徒の多様化や教員の長時間勤務、情報化の加速度的な進展等を背景として、今日の学校教育は様々な課題に直面している。

その一つに、障害により特別な支援を必要とする児童生徒への対応がある。特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒は増加し続けており、これまで、特別支援教育に係る環境整備、教員の質の向上、通級による指導の充実等の取組が行われている。また、令和3年1月答申²¹では、特別支援学校における教育環境の更なる改善のため、特別支援学校が備えるべき施設等を定めた設置基準を策定することとされた。これを受け、文部科学省は、同年9月、「特別支援学校設置基準」(令和3年文部科学省令第45号)を制定した(総則、学科に係る規定は令和4年4月1日から、編制、施設・設備に係る規定は令和5年4月1日から施行)。

また、外国人児童生徒等の日本語指導を必要とする児童生徒への対応がある。我が国に在住する外国人の増加等に伴い日本語指導を必要とする児童生徒は増加しており、これまで、日本語指導・支援体制の充実、就学機会の確保、就学継続支援等の取組が行われている。また、令和3年1月答申では、日本語指導の体制の充実の一環として、高等学校における外国人生徒への指導の充実のための方策に関して検討することとされた²²。これを受け、文部科学省が設置した有識者会議において検討が行われた結果、有識者会議は、同年

¹⁹ 末松文部科学大臣記者会見(令和3年11月16日)

²⁰ 萩生田文部科学大臣(当時)記者会見(令和3年9月28日)

²¹ 前掲脚注9参照

²² 令和3年1月答申では、日本語指導の専門性向上の観点から、「日本語教師」の活用についても検討することを求めており、その際には日本語教師の資格の在り方に関する検討の状況を踏まえることとされている。この日本語教師の資格の在り方に関する検討は、文化庁「日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議」において行われ、同年8月20日に「日本語教育の推進のための仕組みについて(報告)」が取りまとめられた。この報告では、日本語教師の資格の目的や取得要件等についてまとめられているものの、学校における日本語教師の活用については言及されていない。

10月、高等学校においても「特別の教育課程²³」を編成・実施する制度を導入すること等を内容とする報告²⁴を取りまとめた。

このほか、不登校児童生徒や義務教育の学齢経過者への対応、いじめの重大事態・虐待事案等の多くの課題に対応するため、文部科学省を始めとした関係省庁、教育委員会、学校等においてそれぞれ取組が行われている。

3 高等教育

(1) 大学改革

第4次産業革命、Society5.0と言われる産業構造、社会構造が大きく変化する時代にあっても社会に柔軟に適応できる高度な人材を育成する教育機関として大学への期待が高まっている。加えて、18歳人口の大幅な減少により定員割れ・赤字に陥る大学等も少なくないという観点からも社会や時代のニーズに合った教育機関への変革が求められている。

このような要請を受けて中教審において議論が行われ、平成30年11月に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（以下「グランドデザイン答申」という。）が取りまとめられた。現在、グランドデザイン答申や骨太方針等に基づいた大学改革が進められている。

ア 国立大学改革

国立大学については、それぞれの特色や長所を活かした機能強化に向けた取組が進められてきている。第3期中期目標期間（平成28～令和3年度）においては、自己改革に積極的に取り組む大学を後押しするため、各国立大学が選択した3つの枠組み²⁵等に応じた「機能強化の方向性に応じた重点支援」や、成果に基づく客観的・共通指標による評価等によって、国立大学法人運営費交付金の一部を再配分する仕組みが導入された。第4期中期目標期間（令和4～8年度）においても、国立大学の経営改革を促すため、客観的・共通指標による成果に基づく配分の見直しを更に進めながら、新たな配分ルールを令和3年度内に策定することとしている。なお、令和4年度予算概算要求では国立大学法人運営費交付金に1兆1,167億円（対前年度比377億円増）が要求されている。

また、国立大学法人については、国による管理の仕組みやそれに起因する法人の経営裁量の制限により、法人化当初に描いていた競争的環境の中で活力に富み個性豊かな魅力ある国立大学の姿が実現しているとは言い難い状況にあると指摘されている。こうした背景を踏まえ、国立大学法人の个性的かつ戦略的の大学経営を可能とする改革が進められており、

²³ 文部科学大臣が学校又は地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施するため、学習指導要領等によらない教育課程の編成を特別に認めるもの。日本語の習得に困難のある児童生徒に対する特別の指導に関しては、現在は小・中学校等でのみ導入が可能となっている（学校教育法施行規則第56条の2、第79条、第108条第1項及び第132条の3関係）。

²⁴ 高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議「高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）」（令和3年10月15日）

²⁵ 「地域のニーズに応える人材育成・研究を推進」、「分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進」、「世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進」の3つの枠組み。

令和3年5月には、年度計画・年度評価の廃止や監事の体制の強化、国立大学法人に認められる出資対象事業の拡大等を内容とする国立大学法人法の改正が行われた。

さらに、骨太方針2021において、真に独立した、個性的、戦略的自律経営を行う、世界に伍する国立大学を実現するため、国と国立大学との新たな自律的契約関係の法的枠組みについて、ガバナンスの抜本改革等と合わせ、法制化を行うこととされた。現在、「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」²⁶において、議論が進められている。

イ 私立大学改革

18歳人口が減少する中、私立大学等は定員の充足が困難になる²⁷など、経営環境が一層厳しさを増している。このような中、政府及び中教審では、私立大学等の経営力や教育研究機能の強化に向けた取組が行われている。例えば、グランドデザイン答申等を踏まえ、令和元年5月に、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等を行う私立学校法の改正や大学間の連携・統合を進めるための私立大学の学部等单位での事業譲渡の円滑化を可能とする私立学校法施行規則の改正が行われた。また、グランドデザイン答申において、経営改善に向けた指導の強化や経営困難な場合に撤退を含む早期の適切な経営判断を促す指導を実施するとされたことを踏まえ、令和元年度より、文部科学省が経営困難に陥った学校法人に対して従前から実施してきた経営指導の内容に学校法人の解散が含められた。

さらに、骨太方針2021において、手厚い税制優遇を受ける学校法人制度について、ガバナンスの抜本改革の法制化を行うこととされた²⁸。なお、法制化に当たっては、骨太方針2019に基づき内閣府において行われている公益社団・財団法人のガバナンス改革の動向も踏まえて行うこととされた²⁹。現在、「学校法人ガバナンス改革会議」³⁰において、令和4年の通常国会への私立学校法改正案の提出に向けた議論が進められている。

(2) 大学入学者選抜改革

高大接続改革は、大学入学者選抜の改善を始めとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のため、高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜を一体的に改革する

²⁶ 令和3年8月に文部科学省に設置。

²⁷ 日本私立学校振興・共済事業団「令和3年度 私立大学・短期大学等入学志願動向」によると、令和3年度の入学定員充足率が100%未満の学校数は、597校のうち277校(46.4%)である。

²⁸ 骨太方針2021(抄)

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革(注)につき、年内に結論を得、法制化を行う。

(注) 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)等を踏まえた社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するためのガバナンス改革。

²⁹ 骨太方針2019(抄)

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改正のため、速やかに検討を行う。

³⁰ 令和3年7月に文部科学省に設置。

ものである。このうち、大学入学者選抜改革については、「学力の3要素」³¹を多面的・総合的に評価するため、大学入試センター試験に代わる「大学入学共通テスト」の導入³²や各大学における入学者選抜改革が進められている。

文部科学省は、大学入学共通テストにおいて英語民間試験の活用及び記述式問題の導入を目指したが、様々な課題が指摘³³されたことを受け、令和元年11月に英語民間試験の活用、同年12月に記述式問題の導入の延期を表明した。同省は、同月、「大学入試のあり方に関する検討会議」を設置し、大学入試における英語4技能（聞く、話す、読む、書く）の評価や記述式問題の出題を含めた大学入試の在り方について改めて検討を開始した。

検討会議は、令和3年7月、提言を取りまとめ公表した。英語民間試験の活用及び記述式問題の導入については、これまで指摘された課題の克服は容易ではなく、実現は困難であり、各大学の一般選抜における個別試験や総合型・学校推薦型選抜において推進していくべきであるとした。提言を受け、文部科学省は、大学入学共通テストにおける英語民間試験の活用及び記述式問題の導入を取りやめることとした。

また、提言では、留学生などの多様な背景を持つ学生の受入れや入学時期・修学年限の多様化への対応等を進める大学を積極的に評価しインセンティブを付与するなどの大学入学者選抜の改善に係る施策が示された。文部科学省は、今後、関係機関等と連携しつつ、大学入学者選抜の改善を推進するとしている。

(3) 奨学金等の学生に対する経済的支援

ア 修学支援新制度

平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、真に支援が必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現するとされ、令和元年5月に「大学等における修学の支援に関する法律」が成立した。その主な内容は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等に対し、大学等の修学に係る経済的負担を軽減するため、授業料等減免制度の法制化及び給付型奨学金制度の拡充に係る所要の措置を講ずるものであり、同法に基づく高等教育の修学支援新制度は、令和2年4月から実施されている。

修学支援新制度に要する費用のうち、国負担分は少子化に対処するための施策として、令和元年10月に税率が引き上げられた消費税の増収分を活用しており、社会保障関係費として内閣府に予算計上され、文部科学省において執行されている。令和3年度予算においては、修学支援新制度に係る費用として4,804億円（対前年度比78億円増）が計上された。令和4年度予算概算要求では、金額を明示しない「事項要求」とされている。

³¹ 「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の3つをいう。

³² 令和3年1月に第1回目の「大学入学共通テスト」が実施された。

³³ 英語民間試験の活用では、受験生の家庭の経済的・地理的状況により格差が生ずることを懸念する声などが上がり、記述式問題の導入では、採点ミスを完全になくすことや自己採点と実際の採点結果を一致させることが困難であることなどが指摘された。

高等教育の修学支援新制度の概要

○ 授業料等減免

- 授業料等減免の額は、その対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については、下表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。
- 非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2又は3分の1を減免

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000 円	535,800 円	260,000 円	700,000 円
短期大学	169,200 円	390,000 円	250,000 円	620,000 円
高等専門学校	84,600 円	234,600 円	130,000 円	700,000 円
専門学校	70,000 円	166,800 円	160,000 円	590,000 円

○ 給付型奨学金

- 非課税世帯の学生等に対しては下表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対してはその額の3分の2又は3分の1を支給

(月額)	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学・短期大学・専門学校	29,200 円	66,700 円	38,300 円	75,800 円
高等専門学校	17,500 円	34,200 円	26,700 円	43,300 円

(出所) 文部科学省資料をもとに調査室作成

イ 奨学金事業

高等教育機関で学ぶ学生を対象とする国の奨学金事業は、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が実施しており、貸与型及び修学支援新制度の一部である給付型奨学金の2種類がある。

貸与型奨学金は、第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）がある。令和3年度予算においては、第一種に係る事業費として3,099億円（対前年度15億円減）が、第二種では6,832億円（同495億円減）が計上された。令和4年度予算概算要求では、第一種は金額を明示しない「事項要求」とされており、第二種は6,205億円が要求されている。

貸与された奨学金については、返還が困難になった場合の減額返還制度や返還期限猶予制度に加え、平成29年度の新規採用者から年収に応じて返還額が変化する所得連動返還方式の選択が可能となっている³⁴。

4 科学技術及び学術の振興

(1) 科学技術政策

文部科学省が所管する主な科学技術政策には、①科学技術・学術に関する基本的政策、②科学技術関係人材の育成・確保、③分野別の研究開発、④研究費、研究開発評価、⑤研究環境・基盤整備、研究拠点形成、⑥産学官連携、地域科学技術振興、⑦科学技術・学術

³⁴ 新しい資本主義実現会議が令和3年11月に取りまとめた「緊急提言～未来を切り拓く『新しい資本主義』とその起動に向けて～」においては、「大学卒業後の所得に応じて『出世払い』を行う仕組みに向けて、奨学金の所得連動返還方式の見直しを検討する」とされている。

の国際活動、⑧生命倫理・安全等、⑨先端技術の発信・ショーケース化等がある。

令和3年度の科学技術関係予算の全府省総額は約4兆1,414億円（当初予算額）で、そのうち文部科学省の科学技術関係予算は約49.7%に当たる約2兆595億円である。

（我が国の科学技術政策全般については「科学技術・イノベーション推進特別委員会」の項を参照）

（2）研究開発の現状

文部科学省では、宇宙、原子力、ライフサイエンス、情報、環境エネルギー、ナノテクノロジー・物質・材料、量子科学技術、核融合エネルギー、地震・防災、海洋など多岐にわたる分野の研究開発を推進している。

ア 宇宙

令和3年度予算における宇宙関係予算の全府省総額は3,414億円（当初予算対前年度比13.6%増）であり、そのうち文部科学省の予算額は1,544億円である。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）が研究開発を実施するとともに、米国、欧州、カナダ、ロシアと共同の国際協力プロジェクト「国際宇宙ステーション計画」（ISS）における我が国初の有人実験施設である「きぼう」のほか、陸域観測や温室効果ガス観測、気候変動観測等を目的とする各種人工衛星や惑星探査機を運用している。

我が国は、ISSに、日本実験棟「きぼう」及びISSへの物資補給を担う宇宙ステーション補給機「こうのとり」の運用³⁵等を通して参加している。日米両国政府は、同プロジェクトの参加期限を令和6（2024）年まで延長するに際し、ISSに係る新たな日米協力の枠組みに合意している。

（宇宙基本計画、輸送システム、人工衛星・探査機については「科学技術・イノベーション推進特別委員会」の項を参照）

イ 原子力

原子力行政の所管は、複数の府省庁に分かれている。原子力の研究、開発及び利用に関する政策等は内閣府に置かれた原子力委員会、エネルギーに関する原子力政策等は経済産業省資源エネルギー庁、研究開発、人材育成及び原子力損害賠償等は文部科学省、原子炉等の安全規制は原子力規制委員会（平成24年9月に環境省の外局として設置）が、それぞれ所管している。

文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）においては、原子力基本法に基づき、原子力の安全性向上研究や核燃料サイクルの研究開発、原子力研究の人材育成等を実施している。

高速増殖原型炉「もんじゅ」は、平成28年12月に廃止措置への移行が決定され、平成29年6月にJAEAが策定した『「もんじゅ」の廃止措置に関する基本的な計画』に基づき、

³⁵ 「こうのとり」は、令和2年8月に打ち上げられた9号機を最終号機として運用を終了した。現在、JAXAにおいては、同機の後継機として、輸送能力や運用性を向上させた新型宇宙ステーション補給機「HTV-X」の開発が進められている。

おおむね今後30年での廃止が予定されている。

ウ 海洋

文部科学省は、海洋分野における研究開発を海洋立国日本の重要な使命と位置付け、「第3期海洋基本計画」（平成30年閣議決定）³⁶等を踏まえた海洋科学技術分野の研究開発を総合的に推進している。また、国立研究開発法人海洋研究開発機構は地球深部探査船「ちきゅう」や有人潜水調査船「しんかい6500」等を用いて、海底資源、地球環境変動、深海生物の研究や地球内部構造解明研究などを推進している。

エ 地震・防災

文部科学省は、自然災害による被害の軽減を目指した研究開発に取り組んでいる。地震研究については、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）の方針に基づき、地震の発生とそれに伴う津波の予測に関する調査研究を行っている。また、国立研究開発法人防災科学技術研究所は、陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）等を活用した防災研究開発を推進している。また、文部科学省は、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、学校施設等の老朽化対策など、23の対策について財政支援などの必要な施策に取り組んでいる。

(3) 科学技術の基盤的な力の強化

文部科学省は、科学技術の基盤的な力として、①人材力、②イノベーションの源泉となる知の基盤、③研究資金のそれぞれの強化に取り組んでいる。人材力の強化では、若手研究者が安定かつ自立した研究環境で自主的・自立的な研究に専念できるよう、研究者及び研究機関に対して支援を行う「卓越研究員事業」を実施するなど、若手研究者の総合的な支援を行っている。知の基盤の強化では、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）等の既存事業の見直しや新規事業の創設を通じて、独創的で質の高い多様な学術研究と政策的な戦略に基づく基礎研究の推進や研究環境の整備等に取り組んでいる。研究資金の強化では、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金などの基盤的経費の確保とともに、科研費をはじめとした競争的研究費の拡充など、多様な研究資金の確保・拡充に努めている。

科研費は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用まであらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とする研究助成制度であり、独立行政法人日本学術振興会が大部分の業務を担っている。令和4年度の概算要求は2,510億円で、挑戦的な研究及び若手研究者への重点支援等により、「研究力向上加速プラン」等に基づく科研費改革の取組が推進されている。

近年、我が国の研究力は、科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数

³⁶ 海洋基本法に基づき、海洋に関する施策についての基本的な方針、海洋に関して政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等が規定されている。おおむね5年ごとに見直しが行われる。

が伸び悩むなど、諸外国と比較して相対的に低下していることが課題となっている。文部科学省では、令和2年1月に政府が策定した「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を踏まえた「創発的研究支援事業」³⁷や「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」³⁸などによる博士課程学生への支援の拡充など、我が国の研究力向上に向けた取組を推進している。

また、政府は、大学において世界レベルの研究基盤を構築するため、政府出資や財政投融资を元本として10兆円規模の大学ファンド³⁹を創設し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することとしている。今後、令和3年度中のファンドの運用開始⁴⁰を目指すとともに、令和6年度からの支援開始に向けて必要な大学制度の改革に取り組むこととしている⁴¹。

(研究力強化・若手研究者支援総合パッケージについては「科学技術・イノベーション推進特別委員会」の項を参照)

(4) 原子力損害賠償制度

原子力損害発生時の被害者救済などを行うため、原子力損害の賠償に関する法律(以下「原賠法」という。)には原子力事業者の無過失・無限責任、事前の損害賠償措置と一定の場合の政府の援助などが定められている。また、我が国は、原子力損害賠償に係る国際的枠組みの一つである「原子力損害の補完的な補償に関する条約」を締結している(平成27年4月発効)。

東電福島原発事故を受け、文部科学省は、原賠法に基づき原子力損害賠償紛争審査会を設置した。審査会は、原子力損害の範囲や損害賠償額の算定に係る指針を順次策定し公表している。

また、東電福島原発事故の経験等を踏まえ、原子力事故が発生した場合における原子力損害の被害者の保護に万全を期するためには、被害者が適切に賠償を受けられるための制度設計が必要であるとされ、原子力委員会の原子力損害賠償制度専門部会において、原子力損害賠償制度の見直しが検討された。これを受け、平成30年12月、同原発事故における対応のうち、仮払資金の貸付制度の創設や和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例など、一般的に実施することが妥当なもの等について所要の措置を講じる原賠法の改正が行われた(一部の規定を除き、令和2年1月施行)。

³⁷ 研究者の裁量を最大限確保した挑戦的・融合的な研究を大学等の研究環境の整備と一体的に支援するための事業。特定の課題や短期目標を設定せず、既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な多様な研究を、研究者が研究に専念できる環境を確保しつつ原則7年間(最大10年間)にわたり長期的に支援する。

³⁸ 博士後期課程学生の処遇向上(生活費相当額の支援を含むフェローシップ)と博士課程修了後のキャリアパスの確保を一体として実施する大学を支援するための事業。ボトムアップ型(大学が提案する分野等が対象)及び分野指定型(政府が戦略を策定する重要分野を中心に指定)の2タイプで実施されている。

³⁹ これまで、令和2年度第3次補正予算で5,000億円、令和3年度財政投融资で4兆円が措置され、令和4年度予算概算要求で10億円、令和4年度財政融資資金で4.9兆円が要求されている。

⁴⁰ ファンドの運用は、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が担うこととしている。

⁴¹ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、「世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを本年度内に実現する」、「世界と伍する研究大学に求められる、ガバナンス改革など大学改革の実現に向けて、新たな大学制度を構築するための関連法案の次期通常国会への提出を目指す」とされている。

5 文化及びスポーツの振興

(1) 文化芸術政策

ア 文化芸術の振興

文化芸術に関する施策は、「文化芸術基本法」に基づき策定される「文化芸術推進基本計画」により、総合的かつ計画的な推進が図られている。

文化芸術基本法は、平成29年、「文化芸術振興基本法」の改正により題名が改められたもので、この改正によって文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり等の分野における文化芸術に関連する施策も同法の対象範囲とされた。現行の文化芸術推進基本計画は、文化芸術基本法への改正後初めての基本計画（第1期）として平成30年3月に閣議決定されたもので、平成30年度から令和4年度の5年間の文化芸術政策の基本的な方向性や、他省庁の施策も含めた具体策を網羅的に示している。

新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術関係団体は活動自粛を余儀なくされ大きな打撃を受けている。文化庁は、これまでこのような文化芸術関係団体に対する様々な支援事業を行ってきており、令和4年度予算概算要求においても、文化芸術活動等の継続・発展等支援に係る予算を要求している。

なお、文化庁は、地方創生や文化財の活用などの観点から京都へ移転することとされている。京都への本格的な移転の時期については、遅くとも令和3年度中を目指すと言われていたが（「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」（平成29年7月 文化庁移転協議会決定）、移転先の庁舎の工期が延伸したことから令和3年度中の移転は見送られた。

イ 文化観光の推進

令和2年4月、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が成立し、文化財などの文化資源を観光の振興に活用するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による文化観光拠点施設⁴²としての機能強化に関する計画（拠点計画）や地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する国の援助等が定められた。これを受け、文化庁は、令和3年11月現在、25拠点計画・16地域計画を認定し、計画に基づく事業に対する支援を行っている。

ウ 博物館

博物館は、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及といった活動を一体的に行う施設であり、実物資料を通じて人々の学習活動を支援する施設として重要な役割を果たしている。博物館がこのような公共的活動を担うことから、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定めた博物館法⁴³（昭和26年制定）は、登録制度等による審査を通じ、博物館の基本的・公共的な機能を確保してきた。

⁴² 地域における文化観光の推進の拠点となる博物館、美術館、社寺、城郭等の施設のこと。

⁴³ 博物館法では、①登録博物館（同法の定義で定めた事業を行う機関（第2条））及び②博物館相当施設（博物館の事業に類する事業を行う施設（第29条））が規定されている。このほか、同法の適用は受けられないものの、博物館と同種の事業を行う施設である③博物館類似施設も存在する。

しかし、博物館法の制定から約70年が経過し、①設置者が国、独立行政法人、大学、株式会社等の場合は登録の対象とならず、設置主体の多様化に対応できていない、②審査が外形的な基準（学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等）によって行われており博物館の質の向上に資するものになっていない等の課題が指摘されている⁴⁴。

このような状況を踏まえ、文化庁は、令和元年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の登録制度の要件や審査基準の見直し等を検討している。

(2) 文化財

ア 文化財の保存・活用

国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものについて指定等を行い、現状変更等に一定の制限を課す一方、保存修理等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っている。また、文化財の公開施設の整備に対する補助や展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ることなどにより、文化財の活用のための措置も講じている。

令和3年4月、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、①無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設、②地方公共団体による文化財登録制度の新設等を内容とする文化財保護法の改正が行われ、令和3年10月現在、「書道」等2件の無形文化財及び「讃岐の醤油醸造技術」等2件の無形民俗文化財が登録されている。

イ 世界遺産

世界遺産条約は、文化的価値のある資産と自然的価値のある資産を等しく人類全体のための遺産として登録し保護する枠組みで、昭和47（1972）年にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）総会で採択された。ユネスコの世界遺産委員会は、締約国からの推薦などに基づいて審議を行い、登録基準を満たしていると認められる資産を世界遺産として登録している。

我が国からは、令和3（2021）年7月に、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（自然遺産）、「北海道・北東北の縄文遺跡群」（文化遺産）の登録が決定し、我が国の世界遺産は25件（文化遺産20件、自然遺産5件）となった。

令和2年11月、文部科学大臣は文化審議会に対し、世界文化遺産の持続可能な保存・活用の在り方や、今後日本が推薦する候補の考え方等に関して、「我が国の世界文化遺産の今後の在り方について」を諮問した。現在、文化審議会世界文化遺産部会において、暫定一覧表⁴⁵の見直しを含めた世界文化遺産の推薦の在り方等について検討が行われている。

⁴⁴ 例えば、『博物館登録制度の在り方に関する調査研究』報告書（平成29年3月 公益財団法人日本博物館協会）では、平成27年10月時点で、登録博物館及び博物館相当施設が全体の2割強に過ぎず、大多数が法の対象外の博物館類似施設であるという現状が登録制度の形骸化を示すものであること等が指摘されている。

⁴⁵ 各締約国は、世界遺産登録への推薦候補を記載した暫定一覧表記載物件のうち、世界遺産登録の準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。

(3) 著作権

著作権については、近年のデジタル化・ネットワーク化に対応するため、図書館関係の権利制限規定の見直し、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化など累次の法改正が行われている。

令和3年7月、文部科学大臣は文化審議会に対し、「デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」を諮問した。現在、文化審議会著作権分科会において、①研究目的に係る権利制限規定の創設、②独占的ライセンスに対する差止請求権の付与、③DX時代に対応した著作物の権利保護・利用円滑化・適切な対価還元に係る法制度⁴⁶等について検討が行われている。

(知的財産分野全般については「科学技術・イノベーション推進特別委員会」の項を参照)

(4) スポーツ施策の推進

スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法においては、文部科学大臣はスポーツの推進に関する基本的な計画(スポーツ基本計画)を策定することとされている。

現行の第2期スポーツ基本計画(平成29～令和3年度)は、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で積極的にスポーツに参画する人口を拡大し、活力ある社会と絆^{きずな}の強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしている。次期の第3期スポーツ基本計画(令和4～8年度)については、スポーツ庁のスポーツ審議会において、現在検討が行われている⁴⁷。

内容についての問合せ先
文部科学調査室 原首席調査員(内線 68500)

⁴⁶ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、「デジタル時代に対応した簡素で一元的な権利処理が可能となるような著作権制度を実現する」とされている。

⁴⁷ 審議会においては、①未来社会における生涯を通じた豊かなSport in Lifeビジョン等も含め、2030年以降を見据えたスポーツ政策の在り方、②①の2030年以降を見据えたスポーツ政策の在り方を踏まえた、今後5年間のスポーツ政策の目指すべき方向性及び主な施策の内容を中心に検討が行われている。